

☆ 個別支援保育 利用申込みの流れ

1.利用対象児童

集団保育が可能であり、個別の配慮が必要な児童（心身の発達の遅れや障がい、疾患、その他）

2.個別支援保育の内容

個別支援保育では、対象児の状態に応じた個別の配慮を行います。
（あくまでも集団保育であり、常に保育者が1対1で対応するものではありません。）

3.申込みの流れ

(1)【利用申込み】

＜受付期間・場所＞

- ・一斉受付期間：令和7年12月1日(月)～令和7年12月26日(金)
- ・一斉受付場所：久米島町こども未来課 または 現在利用中の保育施設
- ・一斉受付期間以外：上記期間以降の提出は、久米島町こども未来課のみ

＜必要書類＞次の①～④をご提出ください。

- ① 通常保育の申込書類一式（詳しくは 久米島町保育利用募集案内（P5）を参照ください。）
- ② 「児童状況調査票」（様式 個②）
- ③ 「個別支援に関する保護者の意見書兼同意書」（様式 個③）
- ④ 対象児の理解のため、下記㊦～㊨のうち、現在取得している書類等をご提出ください。

- ㊦「身体障害者手帳」 ㊧「特別児童扶養手当証書」 ㊨「療育手帳」 ㊩「通所受給者証」
㊪「小児慢性特定疾患児手帳」 ㊫「指定医療費（指定難病）医療受給者証」
㊬「発達検査結果等の発達状況に関する所見」
（様式 個④-㊬又は 病院・行政機関の様式で発行された発達検査結果など）
㊭「集団保育に係る医療的所見」（様式 個④-㊭は、**通院中の方のみ、主治医**に記載してもらい提出して下さい。）
※㊬、㊭は医療機関での書類作成費用は保護者負担となります。

様式②～④こども未来課窓口にて受け取り、又は久米島町ホームページからダウンロードして下さい

(2)【個別支援保育の必要性の確認】 提出された申請書類を確認し、個別支援保育の必要性を検討します。

(3)【行動観察・面談の実施】

※提出された書類等で集団保育の可否や個別支援保育の必要性について判断が難しい場合に行います。

＜行動観察・面談の内容＞

町で実施している「親子支援事業」参加や、「保育所（一時保育）」利用等により、保健師、心理士、保育士等が、お子さまの遊ぶ様子から、他児との関わりや行動を観察し、状態を把握します。また、お子さまの様子や成育歴などについて保護者に確認いたします。

＜実施時期＞

一斉受付期間後、必要に応じて別途こども未来課より連絡し調整いたします。

☆医療ケア児 利用申込みについて☆

*医療的ケア(インスリン投与・喀痰吸引・経管栄養・導尿など、医師の指示に従い看護師が行う処置)を必要とする場合は、入所申込前にご相談下さい。

【本件問合せ先】 久米島町役場こども未来課 保育担当 098-985-7115